

明治前期の外国人入夫婚姻に関する一考察 —小泉八雲の事例から—

竹 下 修 子

1. はじめに

国際結婚が「雑婚」と呼ばれた明治時代に、ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）と小泉セツは結婚した。国際結婚がまだ珍しかった時代の数少ない入夫婚姻であった。日本で最初の国際結婚に関する規定である太政官布告第103号（内外人民婚姻条規）のもと、明治6年から30年までの24年間に日本政府から許可された265件の国際結婚のうち、230件のリストが小山騰の『国際結婚第一号』（1995）に取められている。それによれば、夫外国人・妻日本人の組み合わせは180件あり、うち入夫が11件、婿養子が4件、婚嫁が165件である。明治時代の国際結婚のなかでも希少である入夫婚姻だが、著名なハーンだからこそ、その手続きに関する史料が池田記念美術館（新潟県南魚沼市）¹に収蔵されている。

先行研究で、ハーンに関する研究は数多く存在している。そのなかでも田部（1930）、工藤（2003）、池橋（2009）、長谷川（2014）らは、ハーンとセツの伝記のなかで二人の出会いから結婚に至る過程を詳細に考察している。また、明治時代の国際結婚の総論としては、小山（1995）と嘉本（2001）をあげることができる。本稿では、これまで交錯することのなかったハーン研究と明治時代の国際結婚研究を繋ぐ研究として、明治前期の外国人入夫婚姻について考察する。まず、先行研究を概観し、続いて、小泉家の戸籍を整えることから始まった入夫婚姻に向けた法手続きについて考察する。これは、池田記念美術館から閲覧の許可を得た未公開書簡に基づくものである。さらにハーンの英国籍の扱いについても検討する。ハーンの実例をたどることによって、明治32（1899）年に日本で国籍法が制定される以前、帰化の法制度が確立される以前の外国人入夫婚姻の詳細を明らかにしたい。

2. 先行研究

(1) 入夫婚姻

入夫婚姻とは女戸主との結婚を指す。つまり、女戸主が結婚をするとき、戸主はその家を出ることができないので、夫が妻の「家」に入った（白石 1996: 660-661）。一方、婿養子婚姻とは、縁組と同時に養親の娘と結婚することを意味する（井ヶ田 1996: 791）。

明治6（1873）年7月の太政官布告第263号で、同年1月の太政官布告第28号を改正し、長男子相続を原則としながら、もし戸主に不適当な長男子であれば廃嫡でき、廃嫡の際には二男、三男はもちろん、女子に養子をとって相続してもよいことにした（依田 1965: 7-8）。さらに、第1章追加で、「婦女子相続ノ後ニ於テ夫ヲ迎へ又ハ養子致シ候ハ、直ニ其夫又ハ養子へ相続可相讓事」とした。すなわち、女戸主の地位は一時的・中継的なものとし、女戸主が入夫または養子を迎えた場合には、直ちに戸主の地位を入夫または養子に譲るべきである²と定められたのである（大竹 1981: 19）。

明治23（1890）年6月4日には、元老院から内務省に、女戸主が入夫を迎えた場合、入夫に戸主を譲るとするのは一般の慣習によるものなのか、あるいは、訓令等があるのかという問い合わせがあった。これに対して、内務省は、明治6年7月22日第263号布告第1章追加で規定していると回答している（堀内編 1974: 55）。

(2) 太政官布告第103号

明治6（1873）年3月14日の太政官布告第103号は、日本で最初の国際結婚に関する規則であり、国際結婚による「日本人タルノ分限」の得喪について規定したものである。この布告の特徴として、以下の3点をあげることができる（平賀 1950；石井 1977；二宮 1983；黒木・細川、1988；小山 1995；竹下 2000；嘉本 2001）。第一に、日本人が外国人と結婚する場合には、日本政府の許可が必要であったこと。第二に、太政官布告第103号は日本において国籍法（明治32年）が施行される以前のものであったため、「国籍」の代わりに日本の「家」の成員になることによって得られる日本国内の社会的地位を指す「日本人タルノ分限」という概念が用いられていたこと。第三に、夫婦国籍同一主義の原則が採用されていたこと。つまり、外国人のもとに婚嫁した日本人女性は「日本人タルノ分限」を失う一方、日本の家に婚嫁した外国人女性、および外国人男性が入夫や婿養子になる場合には「日本人タルノ分限」を得ることができた。ただし、日本人男性が外国人女性との結婚によって「日本人タルノ分限」を失うことや外国籍を得ることについては触れられていない。つまり、それは認められていなかったのである。

太政官布告第103号（堀内編 1973: 256-257）で、ハーンの入夫婚姻および帰化と関連する条項は以下の通りである。

一、外国人ニ嫁シタル日本人ノ女ハ日本人タルノ分限ヲ失フヘシ

一、外国人ニ嫁シタル日本人ノ女ハ其身ニ属シタル者ト雖モ日本ノ不動産ヲ所有スルヲ許サス但シ日本ノ国法并ニ日本政府ニテ定タル規則ニ違背スルナクハ金銀動産ヲ持携スルハ妨ケナシトス

一、外国人日本人ノ婿養子トナリタル者ハ日本国法ニ従ヒ日本人タルノ分限ヲ得ヘシ

セツがハーンのもとに婚嫁することになれば、「日本人タルノ分限」を失い、日本で不動産を所有することができなくなる。しかし、ハーンが小泉家の入夫または婿養子になれば、ハーンが「日本人タルノ分限」を得て、セツは「日本人タルノ分限」を失うことはない。また、子どもたちにも「日本人タルノ分限」を与えることができる。

太政官布告第103号は婿養子について規定しているが、入夫については規定していない。これについて、明治13（1880）年の内務省からの伺いに対する太政官裁令には、入夫と婿養子との違いは、該家に父母がありかなしやの相違に基づくものであり、夫を迎える点では両者は同じであるから、婿養子が許されている以上、入夫も許すのが当然である旨が記されている（石井 1977: 349-350）。また、この布告は国籍の抵触防止についての考慮を払っていないことにも注意すべきである（平賀 1950: 124-125）。

明治32（1899）年の国籍法制定までは、帰化の法制度が確立されておらず、外国人の帰化は原則として認められていなかった³。そのため、外国人が「日本人タルノ分限」を取得するには、女性ならば婚嫁、男性ならば入夫または婿養子の方法によるしかなかったのである。

3. 入夫婚姻の動機

ハーンとセツの結婚の時期については諸説あるが、法的な手続きをとってはいなかったものの、松江での最後の年である明治24（1891）年8月付のページ・ベーカー⁴宛の書簡で（Bisland ed. 1923a: 146-147）、「日本の慣習に則って結婚」したと書いている。ここでは、「もちろん、私のかわいい妻の写真をお送りします」と、公開されている手紙のなかで、はじめてセツのことを「妻」と呼んでいる。

明治24（1891）年11月にハーンとセツが、松江から熊本に転居した際に、セツの養父母と養祖父も帯同しており、松江に残ったセツの実母には毎月仕送りをしている。この時点で、ハーンにはセツとその家族を扶養する覚悟ができていたといえよう。

ハーンは、ページ・ベーカーのほかエルウッド・ヘンドリック⁵（Bisland ed. 1923a: 168）、西田千太郎⁶（Bisland ed. 1923a: 266-267）、バジル・ホール・チェンバレン⁷（Bisland ed. 1923c: 103）といった友人に宛てた書簡⁸で、度々、セツとの結婚について述べている。それによれば、婚嫁の場合、セツと子どもは「日本人タルノ分限」を失い、英国籍を得ることになる。これにともなう問題として、第一に、セツと子どもは外国人として居留

地に居住し、事実上、その同胞から分離されてしまうことをあげている。第二に、ハーンは、自分がセツよりも18歳年上であることを考慮して、もし、自分が死んだら、セツと子どもにとって英国籍であることは無益であることをあげ、彼らは日本臣民としての権利を失ったことを後悔するだろうと案じている。以上の友人への書簡から明らかなのは、ハーンが日本に帰化しようとした最大の理由は、生涯日本で暮らす妻子が「日本人タルノ分限」を失うことは不都合であることと、自分の死後にセツと子どもに遺産を相続させたいという思いからであった。

2 (2)「太政官布告第103号」で述べたように、婚嫁の場合、セツが「日本人タルノ分限」を失うことにより、日本で不動産を所有することができなくなる。ハーンはセツに、「人が死ぬ、裁判官が出張する、領事が出張する、財産調べが始まる、競売が始まる、財産分配が行われると云ふ仕方より主人の遺したものは何となしにそのまま家族一同の物になると云ふ方が有難い」と述べているのである(田部 1930: 256-257)。

そして、上記友人への手紙でハーンは自分が日本人の家に婿となって入籍し、日本臣民になりさえすれば、これらの問題は解決すると述べている。しかし、同時に、日本臣民になることによる減給を心配している。そのため、明治26(1893)年11月付の西田千太郎宛ての書簡で、「多分、私は数年待ってから日本臣民となった方がよいでしょう」(Bisland ed.1923a: 267)と述べている。実際に、ハーンとセツの入籍の手続きが完了するのは明治29(1896)年であるが、明治24(1891)年には既に、「日本の家に婿となって入ること」、日本に帰化する意志があったことは明らかである。

ハーンはセツが確実に遺産を相続できるように遺言状も書いている。これを間違いなく執行させるために、ハーンの代理人が彼の名刺をもって、直接、弁護士増島六一郎⁹に届けている。これを受け取った増島はその名刺の裏に、「1895年6月11日付遺言状の執行手数料として15ドルをラフカディオ・ハーンから受領」(池田記念美術館収蔵未公開史料、原文英語、筆者訳)と記し、代理人に渡している。それより前の明治27(1894)年7月27日付でハーンは「最終的な遺言状」を書いているが、増島に託した遺言状が本当に最終的なものであったと考えられる。

4. 小泉家の戸籍

士族である小泉湊とチエの間には全部で11人の子どもが生まれたが、育ち上がったのは6人だけであった(小泉 1950: 160)。セツは、二女として明治元(1868)年に生まれたが、「お七夜」の翌日に、遠縁にあたる稲垣家の養女となり、明治19(1886)年に、18歳で婿養子(為二)を迎えた。しかし、1年もたたないうちに夫が失踪してしまい、明治23(1890)年1月に離婚した。セツと離婚後も稲垣家の戸籍には、「養嗣子」、すなわち家督相続人たるべき養子として為二の名前が残るため、セツは稲垣家から小泉家に籍を戻した。しかし、実際には、小泉家復籍前と変わらず、養父母、養祖父と暮らして

いた（長谷川 2014: 105；工藤 2003: 84）。セツの実父・小泉湊は明治20（1887）年に他界したが、この時、長男・氏太郎（安政5年生）は既に失踪していた。

入夫婚姻の手続きに先立って行われたのは、小泉家の戸籍を整えることであった。そのために、セツの親戚である高木荅太郎¹⁰が、松江市役所で手続きを行った。以下では、高木がセツと養父の稲垣金次郎に宛てた未公開書簡¹¹（池田記念美術館収蔵）から、その経緯をたどっていききたい。

ハーンが「日本人タルノ分限」を得る方法は、入夫になるか婿養子になるかのいずれかであった。ハーンとセツが選択したのは、セツを戸主とする分家を立てて、そこにハーンが入夫として入籍することであった。明治28（1895）年7月8日付の書簡によれば、当初はセツを再度、稲垣家の養女にしてから、すなわちセツの戸籍を稲垣家に移してから、セツを戸主とした稲垣家の分家を立てることで小泉家と稲垣家が合意していた。

しかし、送籍願を出す際に問題が2つあった。第一に、セツに稲垣家を相続させるという事由で再び稲垣家の養女にするのであれば、送籍後、すぐに分家すると送籍願の事由と符合しなくなる。第二に、長男・氏太郎が失踪中であるが、失踪届が提出されていないこと。戸主に代わって、母・チエと親戚2名の連名で送籍願を提出しようとしたことである。

この件について、7月20日付の書簡で、氏太郎を廃嫡にしたうえで三男・藤三郎¹²に家督相続させるべきであると松江市役所から助言を受けたことが記されている。また、セツの戸籍を稲垣家に移した直後に、セツを戸主とした分家を立てることが困難であるのならば、名目上、小泉家の分家とすることとし、現実には稲垣家の分家である旨、小泉家から証文¹³をもらうことも選択肢のひとつであると書かれている。

その後、7月26日付の書簡から、分家の件は弁護士の増島の助言により、小泉家の分家とすることで決着したことがわかるが、小泉家の分家を立てる場合でも、戸主が未定であることが問題になっている。これについて、8月8日付の書簡で、氏太郎の失踪届¹⁴と廃嫡願、および藤三郎の家督相続届を出すことが書かれている。高木は、分家の届け出が済んだら、直ちにハーンの入婿の手続きに取りかかることができるとし、この件は増島が引き受けてくれると書いている。

これら一連の法手続きについて、西田がセツに宛てた明治28（1895）年8月28日付書簡（池田記念美術館収蔵）で、次の2点について報告している。第一に、セツを戸主とした分家の届出を出し、即時に戸籍登記済にすることができたこと。第二に、分家した小泉家へのハーンの入縁手続きさえ完了すれば、すべて終結するが、これには内務大臣の許可が必要なのでかなりの時間を要すると述べている。さらに10月7日付の書簡では、「既に高木様から連絡があったと存じますが」と前置きしたうえで、次の2点について書いている。第一に、ハーンとセツの長男・一雄（明治26年11月17日生）は、小泉藤三郎の姉で、亡父・湊の二女セツの私生男として、小泉本家の戸籍に登録されたこ

と¹⁵。第二に、今後はハーンの入夫の手続きを迅速に行い、その後、一雄をハーンの子どもとして籍に入れる手続きを高木らと協力して行くと述べている。

5. 入夫婚姻の手続き

戸主小泉セツとして、本人および本家小泉藤三郎の連名で、「外国人結婚願」が松江市役所に提出されたのは明治28（1895）年10月3日であるが、それに先立つ9月付書簡で、ハーンは西田に次のように伝えている（Ichikawa ed. 1925: 156）。

増島さんからいただいた最新の手紙を同封します。それによれば、私のケースはとても特殊なので、彼が当局に問い合わせなければならないだろうとのこと。日本臣民になるということは、手続きが非常に煩雑ですし、費用がかかりそうです。その上、私にとっては利益がない。しかしながら、他に方法がないのです。もし、私を助けてくれる英国法に従ったら、セツは英国人になり、日本臣民としてのすべての権利を失ってしまう。時として法はなんと不公平なのだろう。

また、12月付でハーンが西田に書いた書簡（Bisland ed. 1923b: 7）によれば、2～3か月前に役人がハーンとセツのもとにやって来て、さまざまな質問をしたという。ハーンへの質問は重要でも興味あるものでもなかったが、セツに対しては、「ハーンがいつも親切か」、「自分の意思で申請したのか」など多くの質問がなされた。その後、セツは役場に呼び出され、そこでも同じ質問が繰り返された。しかし、その後、何の連絡もないので、「先に進まず、もどかしい状態です」とハーンは書いている。

国際結婚の許可申請は、地方官庁である府県を通して太政官に送られ、太政官より許可がおりた（小山1995: 105）。明治18（1885）年に太政官制度が廃止になり、内閣制度が設置されると、内務大臣（内務省）が太政官の役割を引き継いだ。ハーンの場合、戸主である小泉セツの名前で、本籍地である松江市を経て島根県に外国人入夫婚姻願が出され、島根県から内務省に送られた。

かくして、明治29（1896）年2月10日に内務大臣から許可がおりて、ハーンは小泉家の入夫となり、「日本人タルノ分限」を得たのである。このとき、ハーンの日本名はセツの養祖父である稲垣万右衛門によって八雲¹⁶と命名された。続いて、女戸主が入夫を迎えたら直ちに戸主の地位を夫に譲るものと定めた明治6（1873）年の太政官布告第263号により、明治29（1896）年2月12日にハーンは小泉家の戸主を相続したのである。さらに、その翌日、一雄は嫡出子として小泉八雲を戸主とする小泉家の戸籍に入った。

6. ハーンの英国籍

明治6年に公布された太政官布告第103号に対する各国の反応はさまざまであったが、特に外国人婿養子の箇所に異論を唱えたのはドイツ、フランス、英国であった。婿養子と入夫は西洋にはない制度であるため理解するのが困難だったようである（小山 1995: 98-103）。

ハーンの入夫婚姻の許可がおこる7年前の明治22（1889）年に、神奈川県的小林エイから英国人の「シエー、イー、デベカル」を入夫にしたいという願が出された。これを受けて、神奈川県は英国領事に照会したところ、婚姻のためだけならば同官の承諾は必要ではない。しかし、当該英国人がこの婚姻によって英国臣民としての義務を脱却しようとするのなら、到底許諾しがたいという回答を得た（石井 1977: 342-343）。

その後、施行されなかったが、明治23（1890）年10月6日に公布された法律第97号には、「日本人ト外国人トノ分限ヲ有スル者ハ日本法律ニ従ヒ又二個以上ノ外国国民分限ヲ有スル者ハ最後ニ之ヲ取得シタル国ノ法律ニ従フ」（外岡編 1968: 101-102）と規定している。これについては、二重国籍容認であるという解釈（石井 1977: 343）と、二重国籍を回避しようとしているという解釈がある。後者の解釈でも、英国籍を離脱できず、「日本人タルノ分限」を得た者は、英国が認めていないわけであるから、日本側が最後に取得したのは日本国籍だと主張しても事実上、二重国籍になる（嘉本 2001: 171）。

このような経緯を経て、外国人が日本人と結婚し、日本に入籍する場合の取り扱いについて、明治24（1891）年5月28日付で神奈川県宛に外務・内務両省指令が出され、続いて同年6月5日付で、内務省通牒が各道府県（神奈川県を除く）に出された。そこには、外国人が日本人と結婚し、日本に入籍する場合、外国領事に照会する必要はなく、ただちに許否の義を内務大臣に伺い出ること。日本人が外国人を入夫および婿養子とする場合には、その結婚を許可するにあたり、その後、その国の皇帝もしくは政府に対するさまざまな義務を誓絶し、わが国の法権に従うことはもちろん、わが天皇陛下に対し忠誠を尽くし、日本臣民としての義務を尽くす旨の宣誓書を当該外国人から徴することと記されている（外岡編 1971: 353）。もちろん、これは日本側だけの手続きであるから、日本人との結婚によって「日本人タルノ分限」を得ても、英国籍を離脱することができなかった英国人は、二重国籍になっていた。

前述の通り、明治24（1891）年6月5日付内務省通牒により、外国人が日本人と結婚し、日本に入籍する場合、外国領事に照会する必要はなかったが、ハーンの場合は、島根県が兵庫（現神戸）英国領事に照会をしている。これに対して英国領事代理フランク・W・プレイフェアから明治29（1896）年1月3日付でハーンに書簡が送られてきている。全文は下記の通りである（池田記念美術館収蔵未公開書簡 原文英語、筆者訳）。

島根県知事から、あなたが日本人との結婚によって入夫となる手続きとして、あなたがイギリス君主に対する忠誠を放棄して、日本の天皇陛下への忠誠を宣誓する必要があるとの連絡がありました。この手続きは、あなたが島根県知事にその宣誓書を提出すれば完了します。

英国領事代理からの手紙には、英国政府はこの件に関与しないので、日本の手続きを踏めば済むことである旨が記されており、英国臣民の国籍離脱を認めない姿勢が貫かれている。先行研究では、ハーンは英国籍を離脱したことになっているが、英国政府は国籍の離脱を認めなかったため、実際には二重国籍になっていたと考えられる。

7. まとめ

本研究で池田記念美術館収蔵の未公開書簡を分析した結果、ハーンの入夫婚姻に関する新たな知見を得ることができた。

第一に、ハーンを戸主にすることを前提に、まずセツを戸主とする分家を立てて、そこにハーンを入夫として迎えたことである。入夫婚姻は、女戸主との結婚であり、該家に父母がない場合に行われるものである。そして、女戸主が入夫を迎えた場合には、直ちに戸主の地位を入夫に譲るべきであるとされていたことから、弁護士や助役らの助言を得て行われた戦略的入夫婚姻であった。

第二に、先行研究では、ハーンが英国籍を離脱したとされているが、英国領事がハーンに宛てた書簡から明らかなように、英国政府は英国籍の離脱を認めなかった。従って、実際には、ハーンは日本と英国の二重国籍であった可能性が極めて高い。今後、新たな書簡や史料が発見されることにより、ハーンの入夫婚姻および国籍に関する研究が進展することを期待したい。

注

- ¹ 池田記念美術館には、小泉八雲文学資料室があり、小泉家から移譲された公文書や書簡など約1,500点を収蔵している。
- ² しかし、徐々に変更が加えられ、戸主としての能力に欠ける入夫には相続させず、妻が女戸主に留まることが認められるようになった（白石 1982: 148-149）。また、明治9（1876）年に正院は、明治6（1873）年7月の太政官布告第263号は華士族平民を通じて適用があるとしながらも、平民については狭い範囲内で例外もありうることを認めている（向井 1974: 107）。
- ³ 特別な事情により帰化の許可が出たのは、小笠原諸島回収における在住外国人、開拓使によって北海道の開拓が行われるなか農夫として召募した清国人、日清戦争のさいに日本軍に協力した清国人に対してであり、近代明治国家の国家的なプロジェクトと密接に関連するものであった（浅川 2003）。
- ⁴ ハーンがアメリカで記者をしていたニューオリンズの新聞「タイムズ・デモクラット」の

編集長。

- ⁵ アメリカ時代の親友。
- ⁶ ハーンが島根県尋常中学に赴任した当時の教頭。ハーンが松江を離れた後も親交が続いた。
- ⁷ 日本研究家のイギリス人。お雇い外国人として1873年来日し、海軍兵学寮や東京帝国大学で英語を教えた。主著に *Things Japanese*、『古事記』などの英訳がある。
- ⁸ ハーンと親交のあったエリザベス・ビスランドは、ハーンの手紙を彼の友人や弟子から集め、それらを年代順に並べることで、そのまま自伝になると考えて、できあがったのが、*Life and Letters of Lafcadio Hearn* (Bisland ed. 1923a; Bisland ed. 1923b; Bisland ed. 1923c) である。
- ⁹ 英国法廷弁護士の資格を有する代言人（弁護士の旧称）。英吉利法律学校（のちの中央大学）の初代校長。
- ¹⁰ ハーンとセツが熊本に転居して以降、実母のチエが松江在任中は、毎月の仕送りを高木を通して行っていたほど、セツから信頼されていた。ハーンとセツが松江在任中は、高木の娘・八百を女中として雇って置いた。高木は後に易者になっている（長谷川 2014）。
- ¹¹ 保存状態が悪く、開封不可能な書簡があったことをお断りしたい。
- ¹² 二男・武松（慶応2年生まれ）は19歳で他界している（工藤 2003: 83）。
- ¹³ 高木からの9月2日付書簡によれば、小泉家が作成した証文は、この時点で稲垣家に届いている。万が一、両家の間で問題が発生した場合、この証文を役所に提出しても、戸籍手続きが完了していることなので、証文は法的効力をもたないことが書き添えられている。
- ¹⁴ いつ失踪したのかが不明なため、親戚で協議の上、明治19年とした。
- ¹⁵ 一雄の出生届を提出する際に、松江市の高橋義比助役の助言を得て、届漏れになった旨を戸主の小泉藤三郎が一筆書き添えている。
- ¹⁶ 『古事記』にある日本最古の和歌「八雲立つ出雲八重垣夫婦隠みに八重垣作るその八重垣を」から取って名付けられた。これは出雲系の女性・櫛名田比売（稲田姫）と、異系であるヤマト系の男性・須佐之男尊が結婚したときの歌で、セツとハーンの結婚と符合している（小泉 2008: 105）。

参考文献

- 浅川晃広、2003、「明治前期の帰化許可者——特別の詮議による帰化をめぐって」『移民研究年』9: 135-154。
- Bisland, Elizabeth ed., 1923a, *Life and Letters of Lafcadio Hearn: Including the Japanese Letters*, Vol. II, Boston and New York: Houghton Mifflin, Riverside Press.
- ed., 1923b, *Life and Letters of Lafcadio Hearn: Including the Japanese Letters*, Vol. III, Boston and New York: Houghton Mifflin, Riverside Press.
- ed., 1923c, *Life and Letters of Lafcadio Hearn: Including the Japanese Letters*, Vol. IV, Boston and New York: Houghton Mifflin, Riverside Press.
- 長谷川洋二、2014、『八雲の妻——小泉セツの生涯』今井書店。
- 平賀健太、1950、『国籍法 上巻』帝国判例法規出版社。
- 堀内節編、1973、『明治前期身分法大全 第1巻 婚姻編 I』中央大学出版部
- 編、1974、『明治前期身分法大全 第2巻 婚姻編 II』中央大学出版部。
- Ichikawa, Sanki ed., 1925, *Some New Letters and Writings of Lafcadio Hearn*, Tokyo: Kenkyusha.
- 井ヶ田良治、1996、「婿養子」比較家族史学会編『事典家族』弘文堂、791。

- 池橋達雄、2009、「ヘルンとセツの結婚」、平川祐弘、牧野陽子編『講座 小泉八雲 I ハーンの人と周辺』新曜社、210-255。
- 石井良助、1977、『日本婚姻法史』創文社。
- 嘉本伊都子、2001、『国際結婚の誕生——文明国日本への道』新曜社。
- 小泉一雄、1950、『父小泉八雲』小山書店。
- 小泉時、小泉凡編、2008、『文学アルバム小泉八雲』恒文社。
- 小山騰、1995、『国際結婚第一号』講談社。
- 工藤美代子、2003、『神々の国——ラフカディオ・ハーンの生涯<日本編>』集英社。
- 黒木忠正・細川清、1988、『外事法・国籍法』ぎょうせい。
- 向井健、1974、「明治初年の相続法——家督相続法形成への一過程」青山道夫ほか編『講座家族5 相続と継承』弘文堂、100-113。
- 二宮正人、1983、『国籍法における男女平等——比較法的一考察』有斐閣。
- 大竹秀男、1981、「日本近代化始動期の家族法——伝統的家族の動揺」『家族史研究』4: 5-37。
- 白石玲子、1982、「民法編纂過程における女戸主の地位と入夫婚姻——家の財産をめぐる」『法制史研究』32: 141-166。
- 、1996、「入夫婚」比較家族史学会編『事典家族』弘文堂、660-661。
- 外岡茂十郎編、1968、『明治前期家族法資料 第3巻第1冊——家族関係法規集』早稲田大学（非売品）。
- 編、1971、『明治前期家族法資料 第3巻第2冊——家族関係先例集』早稲田大学（非売品）。
- 竹下修子、2000、『国際結婚の社会学』学文社。
- 田部隆次、1930、『小泉八雲全集 別冊』第一書房。
- 依田精一、1965、「明治前期の家督相続——明治前期大審議民事判決を中心として」『東京経済大学人文自然科学論集』8・9: 1-34。

謝辞

池田記念美術館学芸員広田かおり様には、未公開史料の館内閲覧に多大なるご協力を賜った。また、愛知学院大学文学部歴史学科中川すがね教授からは翻刻に際してご助言をいただいた。ここに伏して感謝の意を表する次第である。